「託送料金変更認可決定取消訴訟」控訴審第 | 回期日・報告集会記録(文字起こし)

【日時】2023年12月14日(木)15時30分~16時30分

【場所】福岡県弁護士会館2階大ホール

進 行 それでは始めたいと思います。本日は非常にたくさんの方が傍聴に来られたということで、90名くらいの方が今日は来られたということでよかったなと思います。では只今より「託送料金変更認可取消請求訴訟控訴審」第二回口頭弁論意見陳述に関する、今日は朝日新聞の記者の方が見えておりますので、記者会見を開催いたします。その後報告集会に移りたいというふうに思っています。私は本日の進行役を務めます一般社団法人グリーンコープでんきの小笠原と申します。よろしくお願いいたします。なお、本日この会場に来られない関係者の皆さんは2oomでの参加となっております。それではまずお手元の資料を確認したいと思います。まずは控訴審第2回期日傍聴資料という頭書きの上申書を2アップしたもの、それと控訴準備書面2、控訴準備書面3、それと縦になりますけれど、大島意見書、それと証拠説明書7、それとカラーの意見陳述スライド、それから託送料金訴訟を支える会静岡が取り組んでくださっているオンライン署名の案内はがきを同封いただいております。以上になります。不足がございましたらお申し出頂きたいと思います。

続きまして、弁護団、原告の紹介をさせていただきます。弁護団から小島団長。 馬場弁護士、篠木弁護士、グリーンプ共同体の東原常務、日高共同体代表理事、 おかやまから飯村理事長、かごしまから亀崎理事長、組織委員会の高橋委員長、 くまもとの八木地域理事長、以上の方々です。

- 進 行 それでは早速代理人から本日の意見陳述などの報告をお願いしたいと思います。 今日は朝日新聞の記者の方が見えられています。それで先ほど事前にご質問など ありますかということでお尋ねしたんですけれども、もう、ということで今日の 感想など述べていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 記者 この裁判は一審の途中からずっと注目して傍聴を続けておりまして、今日は前回の八田意見書をもとにした意見陳述ということで、かなり迫力のある主張をされていたのかなと思いました。この託送料金上乗せ問題というのは、最初に国の審議会で方針を決める時から大きな問題になっていて、新聞なんかでもおかしいという報道を再三、各紙してきているんですけれども、国の方針のまま通ってすでに実施されているという状況になっていて、おかしいという人はたくさんいたのですけれども、裁判に訴えて争っておられるのはグリーンコープさんだけということです。日本の中でも注目すべき裁判というふうに考えて取材を続けているところです。主張については、誰が見てもおかしいという話で、おかしさをどういうふうに整理して解き明かしていくかというようなことなのかなというふうに思っているんですけれども、控訴審で専門家の方の意見書が出てくるようになり、そのあたりのおかしさのカラクリみたいなものがだいぶ明らかになってきたのか

なというようなことを感じております。以上です。

- 進 行 有難うございました。それでは代理人から本日の意見陳述などの報告をお願いし たいと思います。
- 小 - 私のほうから本日の意見陳述の話を少しさせていただきたいと思います。皆さん が全員今日傍聴された方ということでいいのですかね。傍聴してない方っていら っしゃいますか。では今日来ていただいたということを前提にお話ししますが。 まず電力自由化の下で電力料金がどういうふうに決まっているのかということ はある程度お分かりいただけたでしょうか。実は今日お話ししたように決まって いるのですけれども、それをほとんどの人が知らない。それで今回の託送料金に 賠償負担金ないし廃炉円滑化負担金を乗っけるという議論をした経済産業省の 貫徹委員会の中間とりまとめの中にでさえ、そこが分かっていない意見がまとめ られている。それであろうことか理解が十分されてない意見がそのまま判決に引 用されて、それが前提となって判決の結論に至っているという事態だったわけで す。実は私どもはこんなことは自明の話なので、もう一審で確実に勝てるだろう と思っていたところ、敗訴判決になってしまって。やっぱり一からちゃんと説明 しなきゃいけないのだなというところです。それで電力料金というのはそれまで は長く総括原価方式といってですね、要するに電気料金の原価を積み上げていっ て料金を決めるという方式でしか決まってこなかったんですね。だから競争的市 場で決めると言っても、それはいったいどういうふうに決まっているのだという のがイメージしにくいところがある。ただ日本の市場の中で、競争的市場で決め ているものというものは主要産品の中でもいくつかあるわけですね。伝統的には 米ですね。戦時中の一時期から統制経済に入って、米というのは完全に政府の統 制経済の下でやられてきて、1995年まで、計画流通でしたから、政府が価格 を決めるとなっていた。私が子どものころは、生産者米価と消費者米価をどうい うふうに決めるかって政府の間での交渉があってそこで決まった価格で米を売 るというふうになっていましたけど、もともと戦前の米取引というのは完全な自 由相場取引でした。今も米の取引も基本的には市場で自由に決まっている。それ で一部相対取引でやっているところもありますけれども、その点では全くこの電 力と似たような形で市場取引ベースにして、そこのところでそれに加えて相対取 引をしている。相対取引で高く買いすぎるとですね、高い値段で買いすぎると米 穀卸が経営困難に陥るということがあります。実は私は関東では結構大きい方の 米穀卸の顧問をやっていたのですね。僕の実家が出身母体なんですけど、そこは なんかたくさん相対取引で高い値段で米を買っちゃうものですから、大体、米を 実際に引き取らなきゃいけない次期になるとですね、その決済資金に困ってどう なるかなということにいつもバタバタしているわけです。相対取引でも必ず市場 価格を参照基準とするんです。電気の場合はどういうふうになっているのか、よ く分からなかったと思うんですけど、今日具体的に見さしていただいたように、 一日の間でも電力料金は変わる。いままで電力料金の一日のグラフを見せた時に、 ええっこういうふうになっているの、とみんな言います。みんなが普通に使って いる電力なのに、その電力料金がどうやって決まるのか知らないという実態がす

ごくよく分かりました。しかもだから意図的に出したのですが、春と秋の気候の いい時の土日の電力料金というのはゼロになる。これすごいですよね。だから地 球温暖化対策で再生可能エネルギーを増やさなきゃいけないということを盛ん にされていますけれども、すでにその時間帯では100%以上太陽光発電ででき ている。九州なんか本当にそうなんですよね。実は。その時期は、九州、中国、 四国はほぼ100%太陽光でいけちゃう。一年通してではそうはいかないんです けど。ですからそういう意味でも電力料金はどういうふうに決まっていくのかと いうことに関心を持ってかなきゃいけないと思っていまして。僕もこれを知った のは実はウクライナ戦争で電力料金が上がったというふうによく言われますけ れど、その1年前の20年の年末から21年の1月にかけて電力料金の大高騰と いうのがあったんですね。急に電気料金が上がった。これはなぜ上がったかはよ く分かってないんですけども、とにかくかなり電力料金が急激にアップしました。 その時に、その後危機になって新電力が経営不況に陥りましたけれども、ある時 期新電力がどうやって乗り切ったかといろいろ話を聞いた時に、まさに21年の 4月くらいの時点の市場価格のグラフを見せてもらって、あっゼロなんだと、僕 自身も衝撃を受けたという記憶がありました。だから、結構その市場取引がきち んと機能していくとですね、実は再生可能エネルギーに有利になるように市場取 引で動いていく可能性が十分にあるんですね。それを踏まえて、いろいろなこと を考えていく必要があるんだろうというふうには思いました。多分、裁判所もで すね、まったく分かってないんですよ。競争的市場で決定されるといっても、ど ういうことか分かんないんですよ。だから今日プレゼンさせていただいたんです。 裁判所にちゃんと理解してもらわないといけないので。だからこれを考えた時、 一審判決はそのことを全く分からないまま出されたということで。僕らも分かっ ていなかったのではないかという疑いはあるんですけれど。そういうことをちゃ んと理解して、どういうふうに電力料金が決まっているかということを理解して、 それを突き出していく。一方で、市場で完全に自由に決まっている中で、市場で ないところでやっている一般送配電料金のところに全く関係のない原発コスト を乗っけちゃうというのは、明らかにおかしいでしょうと。電力料金は市場で決 定してやると言っているのに、電力料金の中に本来あるべきものを、別のところ で取り込めるようにしちゃう。こんなことを許したら、せっかく自由化した意味 が無くなっちゃうわけですよね。それを理解してもらうには、電力料金がどう決 まっていくかということを具体的に説明するということはすごく重要なんだと 思って今日はプレゼンをさせていただいたという次第です。だからその文脈を踏 まえて平成11年の日本の電力改革、自由化の最初の報告書の文章の中にどう書 かれているかというのを読むということがすごく重要なことになるのであって、 経済産業省はなんとそこの中に何と公益的なものを料金として載せることはで きると書かれているというふうに言っていて、書いてもないのにそう答弁させて いるんですけれど。報告書を見るとそうは書いてないんです。だから大臣にも事 実と違う答弁をさせちゃっているし、それが国会の場で堂々と通っちゃっている し、今度は裁判所もそれを信じて判決を書いてしまった。もともと違ったことを

言わせた方が悪いんですけども、そういうふうな誤解を十分解くことができなか った僕らも力不足だったという感じがします。そういう悔いを残さないように、 ここではきちんとやりたいというふうに思っているところです。ただこういうこ とにみんなで気づいてですね、こういうことがきちんと言えるようになったとい うのもやっぱりこの訴訟をやっていた成果だと思うんですね。この訴訟をやって いく中で電力料金がどう決まっていくのかとかね、電力市場の自由化というのは いったい何なのかということを初めてまともに考えるようになっていった。原発 のコストは本当にちゃんと正しく負担されているのかとかそういうふうなこと を考えるとか。だからこれが重要なんですね。昔、今から25年ぐらい前に、2 5年もうちょっと前ですね、1995年6年ごろにヨーロッパに電力自由化が進 行していったので、電力自由化で原子力発電がどうなったかという調査に行った ことがあるんですけれど、その時点ですでに電力自由化を進めると原発は成り立 たなくなるということが言われていました。その時はなんとなく分かったような 感じになったんですが、よく分かってなかったんですね。なぜ成り立たなくなる かというと、結局電力料金が今言ったように市場で決まっちゃうんです。そうす るとそれまでの総括原価で行なってた時は原子力発電所にかかるコストは全部 総括原価にぶち込んで、いくらかかってもそれは全部回収できるからいいという ふうにやっていたわけです。ところが自由化されたらば、電力料金は決まってい ますから、コストが高くなったらもうもたないわけですね。原子力発電から事業 者自体が撤退しちゃうんですよ。経済的に成り立たないから。例えば今回の今日 も話したように原子力損害賠償金1200億の損害賠償保険料を前提に、補償料 を決めています。これが例えば5兆円とか10兆円とかになったら、その保険料 だけでも今の原子力発電のコストは数倍になります。数倍のコストがかかっても、 電気が5円とか10円、20円にしか売れないという事態になったらば、絶対原 子力発電は操業すれば操業するだけ赤字になる。事業的に成り立たなくなるんで すね。事故のコストという外部費用をきちんと内部化しなければならないという ようにするという考え方、そういうことをすることによって、電力自由化のもと で原子力発電は成り立たなくなる。実は同じように火力発電もちゃんとカーボン プライシングで環境にかかる負荷を炭素税という形で内部化すれば、全く成り立 たなくなる。ちなみに日本も炭素税かけています。1 k w h あたり今大体 0.4 円くらいです。スウェーデンとか北欧とかでは高いんですけど。北欧だと1 k w hあたり8円から10円です。8円から10円かかると、電力料金そのものが大 体20円くらいなので、そこに8円かかったら競争的に全く成り立たなくなる。 だから火力発電からみんな撤退してしまうわけです。日本では0.4円ですから ね。ほとんどカーボンプライシングされていないんですよね。やはり電力自由化 の下ではかかるコストをちゃんとその事業体にかけていくことが非常に重要な 意味を持っていて、それが電力自由化の下でおのずから変わっていくということ ですね。それで、さらに言うと今日はゼロ円でそれより下にはいっていなかった でしょ。あれ、今ヨーロッパではマイナス電力料金となっているんです。太陽光 発電が盛んで、電力需要が少ない時は電力を買ったらお金がもらえる。どうする

か、お金をもらってどうするかというと蓄電器をつけるんですよ。各家庭に。う ちは蓄電器があるから電力を買います。それで太陽光が電力を発電しなくなる夜 にその電気を使う。そうすると昼間に買うことによってもらった電力料金で蓄電 池のお金が出せて、夜はそこで貯めた電気で自分の家のものになるので自分の家 がミニ発電所になるでしょ。そうすることによって太陽光を無駄なく使えるよう になる。今九州地域だと多分、4月5月だと太陽光発電を相当捨てています。十 数パーセントに達している状態になっている。その捨てているものをそういうふ うに引き取れば有効利用できるわけですよね。有効利用して、そうすると明らか に原子力発電とか火力発電はいらなくなってくるわけです。そういうふうにする ためには、やはり自由化を踏まえた考え方を徹底することによって、変わってく ることにつながっていくので。この辺のところはもう少し深めてみんなんで学習 して、どういうふうにやっていけばいいかということを考えて行くと世の中変わ ると思うんですね、明らかに。だから断熱をちゃんと強化して、電力消費を押さ えたら、自分のところで蓄えた電気を夏場とか冬場の電力需要が増える時期に売 れるわけですよ。電力消費を減らせば減らすほど、利益になってくるという仕組 みが作れますので。おのずから省エネなり、断熱化も進むんです。だから自然と そういうふうに進むような仕組みを作るということをやっていくことがすごく 重要な意味がある。そうしていけば、電力は確かに昼間に太陽光が増えたり、夜 は発電しなくなったりというのはありますけれど、それは今言ったような仕組み をうまく使えば平準化できることになるので、そこのところを使っていくことを 考えたらいいんだろうというふうには思っているところです。今日ちらっとだけ 出しましたけれど、内外価格差ということで。実はですね、九州電力が九州電力 に電気を売っている料金と、九州電力がそれ以外の新電力に売っている電力料金 が違うという問題があるんですね。これ自体大変に深刻な問題だと思うんですけ れど。ひどい話で、今日の国の意見の前提は、九州電力から電気を買っている人 の方が高い料金を払っているから負担をしていると、新電力に換えた人はその原 子力発電の負担をしないから負担が安くなると。違うんですよ。九州電力が九州 電力の小売電気事業者にうる場合の方が安い電力料金で売っている。それで安い 電力をカバーしちゃうもんだから市場に出る玉が少なくなるものだから、市場に 出す料金が高騰して上がると新電力が買う電力料金が高騰しちゃうんです。それ で21年の1月の電力料金の高騰とか、去年の電力料金の高騰とかが起きて内外 格差の問題がいるんですね。いろいろ沢山の問題が起きている。発電事業者が小 売電気事業者に売る際の契約形態として、制限付不確定数量取引というのがある んだけど、日本だけしかやっていない。日本の旧一般電気事業者が旧一般電気事 業者に売る時しか使っていない、これは凄いことなんですね。要するに一旦この 料金で買うと決めると欲しいだけ買えるんですよ。それで市場に玉を出しちゃけ ないということになっています。そこで、市場でえらい高い料金になっても安い 電気料金で小売電気事業者は買い続けることができる。だから多分こういうこと をやっているのは発電事業者としての九州電力にとってはあんまりプラスにな らなくて、小売電力事業者としての九州電力だけプラスになる仕組みなんですよ ね。だからなんか変な仕組みなんですけど、こういうことをすごくやっています。 東北電力なんかは内外価格差をなくしたり制限をなくしたりしているようです が。九州電力は必ずしもそうではない。この辺の問題というのは調べれば調べる ほどいろいろなものが出てくるような気がするので、その辺のところの勉強を皆 さんと共にやりながらですね、今回は託送料金のところを切り口にしているので すが、そこを切り口にしながらいろいろなことを考えて電力料金という我々にと って身近なものをどういうふうに考えていくかということをやってみたらとい うふうに思っています。どうもすみません余計なことをしゃべって。

進 行 有難うございました。では馬場弁護士のほうからよろしいでしょうか。

馬

場 馬場です。今日の期日の流れを説明いたします。今日は控訴審第二回期日が行わ れましたけれども、私たちが出した書面は2つ、控訴審準備書面2と控訴準備書 面3です。今回の託送料金認可は取り消されるべきだという裁判の中身に入った 主張をしたのが控訴準備書面2、そして、そもそも私たちグリーンコープでんき が訴える資格があるかどうかという原告適格に関する主張をしているのが控訴 準備書面3になります。控訴準備書面2と3をあわせて、大体50ページぐらい です。控訴準備書面2に関しては、さきほど小島先生が話された内容が基本的に 大半を占めます。それ以外に控訴準備書面2では、例えば今回の主要な争点どこ かという主張も行っています。また、今までしてきた主張の繰り返しになります がそもそも賠償負担金と廃炉円滑化負担金は営業費に当たらないので、その原価 に入れること自体がおかしいんだという主張を再度繰り返しております。そして また今後の進行の方針を示すために、3月末までには会計学に関する学者さんか ら意見書を作ってもらう予定になっている旨も主張しました。また、施行規則4 5条の21などについて、国は手続きについて定めたものであって、支払義務を 課したものではないと主張しているのですが、それに対して私たちのほうは、施 行規則は明らかに支払義務を課されているものだし、その規定によって私たち賠 償負担金相当金や廃炉円滑化負担金相当金の支払義務を課されているので、手続 き的規定ではないというような反論を行っています。この辺りは、今までの主張 の繰り返しなのですが、大事なところなので、再度繰り返しました。あと準備書 面3なんですけれども、国は、電気事業法は、あくまで電気の使用者を守る規定 であって、小売電気事業者を保護するために作られた規定ではない。だから、私 たちは訴える資格がないという主張をしています。しかし、今回の託送料金変更 認可決定によって、私たちは賠償負担金や廃炉円滑化負担金の支払義務が課され ているので、当然私たちはその認可決定に関して裁判をする資格があるという反 論を改めて行っています。第一審とほぼ同じ反論をしているんですけれど、大事 なところなので、もう一回繰り返しいます。今後の進行ですが、今回提出した大 島先生の意見書に基づいて次回までに、準備書面を提出することになります。後 は、大島先生以外にもう一人会計学の先生に原価に関する意見書をお願いしてい るところなので、次回期日までには大島教授の意見書に基づく準備書面を出すと ともに、その会計の専門家の意見書の進捗状況を伝えることになります。今日の 大まかな手続きは以上です。

進 行 有難うございました。では篠木弁護士お願いします。

篠

木 こんにちは、先ほど団長のほうから今日主張したことについて少し説明がありま したけれど、もう一つ団長が説明いただいたので、とても興味深いところがあり ます。それは賠償負担金のことなんですけれど、賠償負担金というのはそもそも どういうものだったかというと、もともと原子力発電所が事故を起こした場合に は原子力損害賠償法でその原子力発電所が責任を負わなければならないという ことが決まっているわけです。それが基本的には原子力発電所は事故を起こさな いという神話の下で進んできたのですけれど、もし万が一起こったらいけないと いうことで、原子力損害賠償法という法律が一定額を原子力発電事業に対して積 み立てるように命じており、賠償措置額という1200億の保険をかけて、場合 によってはその保険で賄うようにしなさいとか、さらに損害が起こった場合に1 200億円の損害賠償措置額を超えるような場合には国が補償するので、それに ついては契約をしておきなさいという、二段の備えの規定があり、それで対応す るということでやってきたんです。そこで、それについてもちろん原子力発電事 業者たちは義務を果たしてきたんです。ところが実際にこの前の福島原発事故を 見るとその額では到底収まらないということが分かったんですね。そこで国は悩 んだんでしょう。今後のことも考えて、今回裁判で私たちが争っている賠償負担 金を徴収する規定を作りました。その賠償負担金というのは、本来原子力発電事 業者が電力自由化の前に原価として電気代の中に入れて積み立てておくべきだ ったけど、備え忘れてというか、積み立てていなかったから、その過去の分をこ れからさらに払えという話なんですね。しかし、先ほどもお伝えしたように、原 子力損害賠償法に基づき、旧原子力発電事業者は備えるべきとされた額をしっか りと支払い義務を果たしてきたわけです。それゆえ、今更、不足分だと言われて 小売り事業所から徴収して、それを国に支払う必要など本来ないわけです。なぜ なら損害賠償に関する法律上の義務は果たしているわけですから。しかし、それ では不足すると国は言いたいのでしょうが、原子力損害賠償にはもう一つ規定が あって、それでも足りない場合は国が国会の決議に基づいて保証すると書いてあ るのです。国が保証すると規定されているんです。だとすると、今回の損害賠償 負担金というのはおかしくないですか? なぜなら、今回の経済産業省の省令は、 不足分があったから、それを将来にわたって福島原発の賠償金の不足に見合うよ う額を積み立てなさいと規定しているけど、旧原子力発電事業者は原子力損害に 関しては原子力損害賠償法で決められていた義務をしっかり果たしてきたわけ ですし、仮に不足があればそれは国が国会の議決に基づいて保証すると規定され ていたわけですから。なので、今回の省令はそれと矛盾するので成り立たないの ではないか、不足分で言っているけど、その不足分は国が保証するという規定が あるのだから、旧原子力発電事業者にはそもそも「不足分」という概念が成り立 たないのではないかということです。実はそのようなことも今回の準備書面で反 論をしています。

それともう一つ指摘したことは、今積み立てている金額についていったい誰が 得するのかという問題です。本来原子力発電事業者が積み立てておかなければな

らなかった不足分と国は言うけれども、足りない分は国が保証するという法律に なっているわけだから、賠償負担金の徴収の省令によって、国が自分の保証分を、 国が出さなくて良いような構図になっているというわけなんですね。構造的には。 つまり本来最終的に国が原子力損害賠償法に基づいて保証すると規定しているに もかかわらず、その分が今回の損害賠償負担金の徴収によって、国が本来負担す べき額がどんどん減るような形になるというものです。それって国が自分の責任 負担を減らすために規定を作っているようなものじゃないですか、それはひどい んじゃないのかと僕たちは主張したわけです。それは前の裁判の時には、「不足額」 の概念に対する反論をどうやって行えば分からなかったけれど、今回、弁護団で 再検討した結果、こういう構造だというのが分かってきたのです。実はこれにつ いては東原さんが以前から疑問に思っておられたことで、私たちも頭に引っかか っていたんですね。そこで、第一審で負けてしまったので、根本的にもう一度考 え直して主張しているということなんです。これは変な話なんですよ。なぜかと いうと、原子力損害賠償法で賠償措置額というのを決めていて、現在は1200 億円なんですが、昔は600億とかだったんです。金額が上がって、原子力事故 に基づく損害の賠償の備えのために上げられているんです。ところが、福島第一 原発の事故では、それだけでは大幅に不足するものだから、賠償措置額と同じ目 的を持つ賠償負担金というのを徴収するわけですから。それって原子力損害賠償 法という法律があるのに、裏工作というか、別な形で、新たな義務を原子力事業 者に課して、小売電気事業者から徴収することで実現しようというのですから。 変な話でしょ?要するに、法律を変えずにして、その下にある行政、省令、経済 産業省令、ただ一省庁の省令で変更しているようなものなんです。そういうこと なんですよ。だから国は本来であれば、本当は原子力損害賠償法の賠償措置額を 1200億円でなくて何兆円かに変えて、それを今から積み立てるというふうに すべきだったし、あるいは国会の議決に基づいて賠償措置額で足りない分を国が 保証を実現すれば良かったわけです。しかし、それは最終的には国民に大きな負 担を強いることが国会で明らかになってしまうので、原子力は安全だと言ってき た国としてはできなかったということなのかも知れません。特に原子力発電所に 反対の人たちが猛反発しますよね。だから、到底国会で制定することができなか った。だからそこを省令として、するっと逃げてきたんじゃないかなと思います。 朝日新聞社の方がおっしゃっていた、当初も反発があったと言われてましたけど、 突き詰めていくと、そういうことになっていたのだということになります。遅ま きながら。最高裁では法律審なので、憲法違反だとかそういう重大なものだけし か受け付けてくれないので、実質的には高裁が実質的な裁判になるので、何が何 でも主張しないといけないと思い、今回主張したわけです。私のほうからは以上 です。

進 行 はい、どうも有難うございました。それでは引き続き報告集会のほうに入らせていただきたいと思います。今日は小島先生、篠木先生はご都合がありまして4時半までということになっていますので、その時間を目途に開催したいと思います。 それではまず日高共同体代表理事にお願いいたします。

- 高 皆さん今日はお疲れさまでした。本当に有難うございました。そして小島団長は 日 じめ弁護団の皆様、今日は本当にご準備から有難うございました。今日の日を迎 えられまして本当に良かったなと思っています。今日は会場の皆さんも、足元の 悪い中、遠方からたくさん、このように傍聴頂いて、報告の会にも出席いただい たこと本当に感謝申し上げます。ひとこと、今日のお話の中でも、報告の中でも、 とても詳しくお話しいただいて、もともとグリーンコープでんきの事業から始ま っておかしいと思ってきたところを、託送料金を問うというところはもちろんな んですけれども、それもプラスしながら、第一審の判決から見えてき司法のあり 方というか、おかしいというところをまざまざとですね、今回いろいろ明らかに していただけたなということで、私も気づくことがいろいろ、価格のこととかで すね、自由化のこととか、からくりといいますか、おかしいなというところを気 づかせていただけたと思っています。今日参加された方もいろいろと聞いたりさ れたと思います。私も今日初めてですね、実は傍聴をする機会がありました。報 告集会のほうは何度か参加したことはあったんですけど、実際に法廷の中に入る のは初めてで、とても緊張しましたけれども、皆さんともに熱い視線を送りなが ら見守ったというところで本当によかったなと思っています。今日は本当に有難 うございました。
- 進 行 有難うございました。それでは集会に参加していらっしゃる皆さんの方から感想、 意見などを頂戴したいと思いますので、挙手をお願いします。
- 参加者A 弁護士さんに質問があります。静岡から参りました。私は託送料金の裁判の検討委員会にも入らせていただいているので、今日の「準備書面2」の中の25ページに弁護団が相手方の国に求釈明と言ってこれについて答えを書いていただくことになっていています。三つ質問があって、それについて国は答えてくださいというふうに原告から主張しているんですけど、今日、国のほうはそれが必要だったら答えるけどねと言っていました。結局ここで答えてくださいという求釈明について答えないということはあるのでしょうかという質問が一つ。答えないということは答えられないんでしょと言うふうにこちらから反撃するチャンスはありますか、求釈明について国が答えないということがあるのかどうか伺いたいです。次の期日と関連して、お願いします。
- 馬 場 まず、国が、必要があれば答えると言ったのは、求釈明に対して必要があれば答えるというふうに言ったのではなくて、私たちの書面に対して必要な範囲で反論するという意味です。なので、国は求釈明に対して答えるとか答えないとか、そういう話はしてなかったかなと思います。求釈明はあくまでもこちらから質問に対して答えを求めるものなので、法律上絶対に答えなければいけないという義務まではありません。なので、答えない可能性もあるとは思います。国は答える必要があると思えば答えるでしょうし、逆に答える必要がないと思ったら答えないと思います。今回の釈明内容は、争点と重要に関わるものなので、答える必要はあるのかなと思うのですけど、国のほうが答えないという作戦をとってくることもあるかと思います。どういう対応をしてくるかちょっと分かりませんけれども、国の対応次第では、そのことについてさらに批判をしていくことも考えられます。

木 今の求釈明のところなんですけど、準備書面2の25ページのですね、これって 結構おもしろい求釈明なんですよ。裁判所の原判決はですね、国の主張を全面的 に取り上げてこんなことを言っているんですよ。先ほど大問題になった原子力発 電事業者から電気を供給してもらう需要家だけが大きな負担をしないといけな い、そうでない人たちはそれを免れるから不公平だから託送料金の中に含ませた と。託送料金というのは電気を配る時、需要家、国民に利用者に送電する時に必 要だから、皆がそれを使うんですよね。そこに含ませることで平等に徴収して積 み立てるみたいなね、そういう話になっているんですよ。その前提となっている のが、原子力発電所は発電事業者でしょ、事業者と電気事業者との契約、そして 小売電気事業者と我々需要家、利用者との契約、これがあることを前提に徴収す るものであるということで、裁判所はそのような認定をしました。ということは 結局は払わされているのは我々国民ですよね、需要家です。そこで今回私たちが 質問したのは、この規定というのは、結局国民にそれを支払う義務があるという ことを認めた規定なんですかって質問しているんです。ところが、国はもともと 小売電気事業者にも義務を課したわけではないと主張しているわけですね。そう するとなおさら需要家、電気を利用する人たちに支払義務があるというふうには 絶対答えられないんですよ。被告(国)がそう答えなかったならば、裁判所が判 断の前提として認定した徴収の仕組みが成り立たなくなるわけですから。小売電 気事業者も需要家も支払いの義務がないのに、どうしてそのような仕組みが成り 立つのか? 小売電気事業者も需要家も支払い義務がないのであれば、そもそも 省令で規定された賠償負担金の徴収の仕組みが成り立たないのではないかとい う疑問です。それって結構無理がありますよね。そういったものを電気事業法が、 そういう無理があるものを電気事業法が経済産業大臣に委任しているわけがな いでしょと私たちは主張したいわけです。だから、この求釈明(質問)は、国が 答えてくれればさらにそのような反論ができると考え、行ったわけです。おもし ろい求釈明でしょう? ただし、国はそこに触れてしまうと我々がますます勢い を増すから逃げる、つまり答えないかもしれないです。

進 行 有難うございました。では、続いて願いします。

参加者B 総括原価方式のこともちょっと問題だと思うんですが、原子力損害賠償法のことについてです。私たちは飯塚市で活動している団体です。現在の損害賠償費用は1200億円ですが、福島事故の被害額は20兆円を超えています。ですから1200億円では1パーセントにもならないんです。これを上げるべきだという意見書を出しました。そしてそれは通って、一応国に送られました。やはりそこが本流だと思います。最低でも30兆円くらいの保険を掛ける必要があるんです。でもこれは保険会社も引き受けきれないし、電力会社も払いきれないんです。つまり、これは原子力発電というのは全く経済性がないということを示しているんです。そしてこれは保険学の先生もそういうふうに言われています。このことをしっかり踏まえていかないと、つまりどれだけ無茶苦茶なことをされているかということを分からないと思います。1200億円の内訳をいろいろ聞いたんですけども、一つの保険会社ではなく、保険会社のグループというか、イギリスのロ

イズと言ってもっと大きい保険会社があるんですけど、そこにかけても、それで 手一杯だったんです。そのくらい経済性がないんです。こんな経済性がないもの を無理やり動かしているから結局無茶苦茶なことをやらないかんわけです。だか ら、省令が例えば法令よりも上みたいなことをやるのは、絶対行政はやらないで すよ、こういうことは。もう法律的に間違っているとか、私らがやったら絶対言 いますよ。それを無茶苦茶やってきているわけです。ですからこの裁判は最高裁 まで行ったら私は負けると思っています。この前、聞きましたけれども、最高裁 の裁判官も大きい法律事務所に天下りして、その人が後輩の最高裁の裁判官に相 談に行っているわけですから、その人が国の裁判に出てきて言わずもがなで結局 自分の後輩が判決を書くわけですよね。それで国に有利なほうに帰ってくると。 だから僕らはどうすればいいかと、ここで負けた時にこれがどれだけ無茶苦茶な ことなのかということを分かりやすく皆に知らせていくのが一番大事だと思いま す。そのことをみんなで考えていかないかんと思います。もう一つ、総括原価方 式、託送料金、結局送電費用に乗っけているんですが、この総括原価方式に例え ば今から後の使用済燃料の、例えば10万年の管理費用とかも乗っけてくるんで はないかというふうに心配しています。他に誰も払う人がいないわけですから。 そのことをちゃんと考えないといけないと思います。以上です。よろしくお願い します。

進 行 有難うございました。他に、はい、お願いします。

参加者C 早良区に住んでいます。前回の控訴審第1回期日の傍聴に参加できなかったので、 残念に思っていました。2回目の意見陳述のワーポイントが非常に分かりやすく て、電力自由化でどういうふうに価格が決められているかということがよく分か りました。電力自由化について知らなかったのは普通に考えたら当然かなと思っ ているんですけれど、「へぇ~こんなふうになっているんだ。ヨーロッパではマ イナスにもなるんだ」いうことを聞くと、わが家は太陽光パネルと蓄電池がある ので、これはゼロになるかなと思いました。今年の「311」集会には、グリー ンコープの方に来ていただいて、託送料金の話をしていただいたんですが、託送 料金問題のことはあんまり知られていないんですよ。新聞社の方にはぜひ頑張っ てほしいものです。この問題はもっと広めないといけないと思っています。20 24年の「311」集会では、この託送料金の話をしていただくようにはなって いませんが、少なくともグリーンコープでんきが利用者から二つの負担金を徴収 していないこと、グリーンコープでんきの利用明細書には二つの負担金の項目に マイナスが付いています。その金額は少ないですが、グリーンコープでんきの契 約者全員分となると、ものすごく損していますよね。そういうふうなことも知ら せる必要があると思うんです。今日の裁判で電力消費のグラフを見せていただき ましたけど、「へぇ~」っと思いましたよ。こんなこと、誰も知らないでしょう。 だからこういうことを知る機会、ぜひ学習会を設けてもらえませんか。そしてみ んなに知ってもらい、裁判に勝てるようにしましょうよ。ぜひそういう集会、学 習会をグリーンコープの組合員さん以外も対象にして開催するというのは必要 じゃないかなと思います。以上です。

- 進 行 有難うございました。ぜひ今日封筒の中に入っていた署名の葉書、これを皆さん に媒介いただければいいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは 他にございますか。
- 木 発言させてもらいます。今ご指摘があった、託送料金の中に含ませて徴収するこ 篠 と、それは国民の方、その中に入っていることを知らないと思うんですね、グリ ーンコープでんきさんは自分で負担していてお客さんには負担させないという ことをされているから、グリーンコープでんきさんと契約している人は払ってい ないんです。先ほども求釈明、釈明を求めている点なんですが、結局需要家に支 払う義務があるんですか無いんですかって。仮に国が無いんですよと言ってしま った場合に何が起こるかというと、国民の人たちは知らずにどんどん払っている でしょ、電気料金とか、送配電費用など必要なものはみんな払いますよね。でも その義務が無いものは、結局福島原発の損害賠償を皆が払うというのが、今ここ に出てきているわけで、義務がないということになっちゃうと多くの人が「え っ???」となると思うんですね。金額は少ないけど、支払わなくて良いものを 自分たちは払っているんだと驚くはずです。でもそれは契約をしてしまえば当然 払う義務はあるんですよね。だから、払いたくないという人たちは契約をしない という選択がありますよね。でもですね、大部分の小売電気事業者が皆さんとの 料金の中に含ませてしまっているわけですよ。なぜかというと規定上は自分達は 支払わないといかんから。それを転嫁するために皆さんに払ってもらうようにし ているわけです。こういったとこは全然国は宣伝もしていないし、説明もあまり していないんですよ。なぜかというと、説明してしまうと、それって払いたくな いよねという人たちが出てきますから。だから、グリーンコープさんは裁判をし ているわけです。そうするとでは払いたくない場合はどうするかというと、電気 が使えないわけですよ。だってそういう料金が予め含まれて、提示されて私たち は契約をしていることでしょ。そういうことが起きますね。結局無理やり払わさ される。半強制的に。強制じゃないですが、仕方がないから契約をせざるを得な い。こんな半強制的な徴収の仕方というものを今仕組みとして作られてしまって いているのですが、しかし、そういう仕組みを、あまねく皆さんに電気が行き渡 るように安定供給するための法律である電気事業法が、無理やり支払わせるよう なことをしても良いと経済産業大臣に委任するわけがないと思うんですよ。だか らこの徴収の仕方も実は結構問題があるのです。でも最終的にこれは誰が負担す るかということですけど、本当は東京電力が本当は負担すべきなんですけど、そ れはどうなるか分からないから、誰かが負担しないといけない。今はこっそりと 徴収されているからおかしいと思います。僕は最終的には国民的な議論で損害賠 償措置額というものを大きくするものなのか、大きくしたってどうせ払えないし、 大変でしょ。やっぱりどこかで法律を規定するなり、皆で議論すれば、その中で 決まったことはもう仕方ないですよ。でもその議論をしないというところがおか しいんですよね。だからこれってある意味民主主義の根幹に関わるような裁判だ ということを頭に入れておいていただけるといいかなと思います。そして半強制 的に取られることに皆さんが気づいて、嫌だと思っても取られてしまっている、

それに皆さんが気づくということが大切なことです。そういう中で契約をしていくのであれば、国民が自分で選択したことだから仕方ないです。しかし、そういうことをしっかり説明せずに、国民の勘違いを当てにしているような制度なんですよ。それが裁判の中で分かってきて、ますます腹が立ってきています。夜も寝られない。

- 進 行 有難うございました。それでは原告の理事の皆さんからひと言ずついただきたい と思います。
- 東 原 今、意見交換されたことも含めて何点かご案内したいと思いました。まず一つは、 1 1 月からもう1 回グリーンコープの各支部単協で託送料金の学習会をやりま しょうと呼びかけて、始まっています。そこで押さえ直したいと思うんですが、 最後にやり取りされた、とりわけ賠償負担金の負担者に関してのことです。4年 前に最初にやった学習会でも、この賠償負担金の決められ方、内容がおかしいと いうことは多くの方が思いました。同時に、かなり多かった発言で「私は払いた いんです。だってお金が準備できてなくて誰も払わないとなったら、福島の現実 に事故で苦しんでいる人へ賠償が滞る」というものがありました。だから私たち の意思は「これを決める決め方とそしてそれを決めるにあたっての情報を何ら出 さず、その上で責任を取るべき東京電力の株主等が責任を負わないで、国民につ けとして回すのをやめてほしいということなんだ」と、学習会を通して裁判に向 かう総会の中で定めました。だから、積極的に払いたいという意味ではないけれ ども、私たちだけが払いたくないといことではなく、きちんと決めてやって行く べきだといこうというのを改めて意識化できる、当時行なった良い意見交換だっ たと思います。そのような考えも含めて多くの人に知ってもらうことは大事だな と思った次第です。もうひとつ、今日お気づきのように、右側に座られていた方 が被控訴人、国の面々です。お若い方も多かったです。女性も多かったです。経 済産業省の役人の方です。かなり一審の時とメンバーも変わってきています。こ の裁判を通して、先ほどから意見交換されている方も含めて思うんですけど、や っぱり社会は人間がつくっていくんだということを実感します。今日の審理を聞 いている経済産業省の役人の方たちが、決められていることを自分たちはオウム 返しにして従うだけなのか、それとも、小島先生が今日言ってもらったのを耳に したことを、仕事を国民から預かっている国の役人の人たちがどう考えていくか ということは、あの方たち自身にもやっぱり大切なことであり、問われているこ となんだと思うんです。だからそういう機会をたくさん通していくというのがグ リーンコープが、人間が社会を作って、私たちが社会の一歩先に責任を持ってい るんだということを、グリーンコープは組合員がその決定を担っていくことなん かもあわせて考える良い機会だったと思います。国がこの次に反論してくるかど うか分かりませんが、今日小島先生がおっしゃられた中に、平成11年の電気事 業審議会報告というのがありました。国は「そこで、その場で、託送料金にこう いう費用を含めていいんだということが、平成11年のこの審議会で決まってい る」ということを主張し、それを前提に「平成29年に大臣も国会でそのように 説明している」という主張をして、一審の判決はそれをそのままコピペして、引

用して「こういうことだから託送料金にのせていいですと、国会で大臣もそのよ うに説明していますから、今回は国は違法ではありません」というのが一審の判 決だったわけです。ところが小島先生が言った通り、平成11年の報告書にはそ ういうのは書いてないんです。少なくとも、国民に対して責任を負う役目にある 貴方たちがそういうふうなことをしていいんですかと、今日おっしゃいました。 そういうことも国の人たちに聞いてほしい。実はその平成29年の国会でそうい うことを言った人は、今回騒がれているお一人の世耕さんです。やっぱりですね、 人間というのは、自分のあり方と自分の業務というのはつながるんだというふう につくづく思っています。実は、もう一人金額は少ないけれど、西村経済産業大 臣も100万円もらったということで、今度大臣を辞めますが、あの方は福島の 事故があって、東京電力だけでは払えないというそういう状況の時に賠償負担金 という制度を作ろうというふうに議案を提出した中心の一人です。その時、様々 な意見に対して「本来東京電力が責任を負うべきなんだ。他の電力事業者とその 国民にこの費用を負担させるという内容の提案を今回するわけだけども、将来し かるべき時期に返させるとまでは約束はできんけども、本来責任を東京電力以外 の電力事業者とその利用者が責任を負うというというこの法律について見直し をし、金額について精査します」と何回も何回も国会で答えてその法律を通して いるんです。それに逆行するような制度がこの賠償負担金だったわけです。そう いった、個人攻撃ではないんですけれども、やっぱり人間の言葉とその業務とい うことの大切さということをいろいろな意味で感じていけることになるので、小 島先生も提起された、何人かの方にもっと広げようというふうに言われた、一方 でグリーンコープ組合員の学習会ももう一回始まっている。何か善いものがもう 一回つくっていける、続けていける時になっていると思った次第です。

進 行 有難うございました。では飯村理事長、お願いします。

飯 村 おかやまの理事長をしています、飯村です。今日小島さんのお話を伺って、プレゼンを聞いて、右側に座っていらっしゃった国の方々も分かっていらっしゃるんじゃないかな、ごめんなさいと言っちゃえばいいのになと思いながら聞いていました。先ほど学習会をと言われていたことでおかやまでは1月29日月曜日に広く一般の方にも呼び掛けて学習会を開催する予定です。弁護士の馬場さんと、東原さんと松田さんが来てくださる予定になっています。ぼんやりしている方に来ていただいても全然かまわないんですけど、脱原発の活動を長くされている方が託送料金訴訟について全くご存じないという現実があります。ですので、そういった方たちにもしっかり呼びかけて、参加をしていただきたいなというふうに思っています。以上です。

進 行 亀崎理事長、お願いします。

亀 崎 かごしまの亀崎です。この裁判のことを知れば知るほど、このままでは国民が怒って当たり前だというふうに思います。私たちができることっていうのはおかしいんじゃないかという声を高めていくこと、この裁判に関心を持つこと。そして会場に来れる方は来て、Zoomでも今日たくさんの方が参加されておられると思いますが、ここにみんなで集う、そういう仲間を一人でも増やす、そのことで

国民として、そして一市民、生活者としての声を届けていきたいと思います。かごしまでも1月22日の理事会の時に活動組合員中心の学習会となりますが、今後もこの託送料金訴訟のこと、この仕組みを知ろうとする機会を馬場弁護士にお願いしているところです。また一から学びそして声を集めていくそういうことを頑張っていきたいと思います。有難うございました。

- 進 行 高橋委員長お願いします。
- 高 橋 組織委員長の高橋といいます。2年前の12月に初めて来てから、ちょうど2年間、ずっと裁判を見守ってきました。最初のうちは国の側に座っておられる方がなんか鼻息荒くてふんふん言っていらしたんですが、今日はずいぶん静かだなと感じました。まさか裁判に提出されている書面に書いてあることが事実でないなんて誰も思わないですよね。そのことが本当に衝撃です。でも、「期日そんなに伸ばしてもしようがないからさっさと進めろ」みたいなこともおっしゃって、何が言いたいんだろう」と、「ごめんなさいと言うならさっさと言いなさい」と思ってみていたんですけれど、きちんとね、そこのところは明らかにしていただきたいと思いますし、でもいままでも、小学生にも分かるように言ったことも、なぜこんな判決につながるんだということもたくさんありましたので、今回も言わずもがなのことでも、もう一回言いましたとおっしゃっていただいて、その通りです、何回でも忘れないように言っていただきたいと思いました。3月の託送裁判も見守っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。
- 進 行 八木地域理事長お願いします。
- 八 木 地域理事長をしています八木と申します。今日初めて参加させていただきましたが、何度聞いてもおかしいものはおかしいなと感じました。数年前に大島教授の学習会がくまもとであったんですけれども、その時に総括原価方式のことを初めて聞いて、電気料金がどんなふうに決められているのか初めて知ったんですが、やっぱり知らない方が多いと思うんですよね。今回こういうふうに参加させていただいて、やはり現地で聞いて感じることってとても大事だなというふうに思ったので、できるだけたくさんの方に傍聴に来ていただいて、話を聞いていただきたいなと感じました。どうも有難うございました。今後もどうぞよろしくお願いいたします。
- 進行はい、どうぞ
- 高橋言い忘れました。前回の時に私は「どうしてこんなに人が少ないんだろう、悔しい」と言った人間です。本日はこんなに来ていただいて、有難うございました。
- 進 行 有難うございました。では最後に日高理事長、お願いします。
- 日 高 すみません、先ほど言ったのでもう気が抜けていましたが、最後にマイクが回ってきましたので、ひと言。今日は本当に有難うございました。皆さんの今日、ご意見いただきましたし、今日理事会メンバーの感想も言っていただきました。本当に今日はたくさんの方、Zoomも通じて参加いただいているということを本当に有難く思っております。まだまだ知らない人たちに伝えていかないといけないなということを今日痛感して、おかしいことは誰が見てもおかしいということを本当に今日は感じました。今日は本当に分かりやすく聞かせていただきました

し、私たちができることってまだまだたくさんあると思います。今日ここに集っているみなさんもぜひお近くの方にも伝えていただき、またこの場でたくさんの方が見守って傍聴したり、報告会に参加していただくということが本当にまた前進していくことになると思っています。これからもどうぞご支援とご参加のほどよろしくお願いします。今日は有難うございました。

進 行 有難うございました。それでは以上を持ちまして報告集会を終了いたします。本 日は有難うございました。

以上